



周政審第 7 号  
令和4年6月24日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市政治倫理審査会

会長 坂 本 稟



市長の資産等報告書等の審査に係る意見書の提出について

周南市長からの令和4年5月23日付け周法第30号による「市長の資産等報告書等の審査」について、調査及び審査を行ったので、周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第13条第1号の規定により、別紙のとおり資産等報告書等審査意見書を提出します。



令和4年度

市長の資産等報告書等審査意見書

令和4年6月24日  
周南市政治倫理審査会

## 1 資産等報告書等の提出状況等

政治倫理の確立のための周南市長の資産等の公開に関する条例（平成15年周南市条例第10号。以下「条例」という。）による資産等報告書等が作成され、条例第5条の規定により令和4年5月23日付けで資産等報告書等が周南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付され、調査及び審査の求めがあった。

この度の調査及び審査の対象は、所得等報告書及び関連会社等報告書であり、資産等補充報告書については、新たな資産の保有がなかったため今年度の作成はなされていない。

## 2 審査の概要

### (1) 資産等報告書等の配付

事務局（周南市総務部法務コンプライアンス課）から資産等報告書等及び証明書類の写しを審査会委員に配付した。

### (2) 資産等報告書等の審査

資産等報告書等の審査については、資産等報告書等に記載されている内容と証明書類の突き合わせ、及び証明書類の信頼性・十分性を中心に書面審査を行った。

## 3 審査結果

審査の結果、資産等報告書等の内容については、概ね適正に記載されており証明書類とも符合していた。